

5. 離島やへき地に住む人向けの制度を知る

(1) がん治療の渡航費等助成(沖縄県離島患者等支援事業)

離島に居住するがん患者さんが、本島等での通院が必要な場合に、渡航費や宿泊費の一部を市町村が助成する制度です。



対象となる人

離島に住所のある方で、おおむね次のとおりとなっていますが、対象者や助成内容の詳細は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

- ①がん患者であって、医師が「居住地以外の医療機関での治療が必要」と認めた方
- ②付添人の方(ただし、助成を受けるがん患者が、未成年、要介護者であることなどの要件があります)

[問い合わせ先](#) 各市町村役場窓口 P96



沖縄県離島患者等支援事業

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/iryoseisaku/ryo/ryo/ritokanjashien.html>

(2) 離島・へき地のがん患者等の宿泊支援

離島や名護以北に居住するがん患者さんが、放射線治療を本島の対象9病院で受ける際、指定された宿泊施設で、本人や付添人が宿泊費の割引を受けられる制度です。(おおむね2割)

[問い合わせ先](#) 沖縄県保健医療部健康長寿課 098-866-2209
放射線治療を行っている本島内の病院 P28



がん患者宿泊支援制度

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kenkotyoju/cancer/gankanjyatoushienjigyou.html>